

第3部 プランの内容

1. プランの体系

目 標 基 本	基 本 課 題	基 本 施 策
I 男女共同参画推進の基盤づくり	① 男女共同参画についての意識啓発活動	(1) 男女共同参画のための広報・啓発活動の推進 (2) 男女共同参画の視点に関する情報収集・提供
	② 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実	(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 (2) 生涯学習における男女平等の推進
	③ DV 等あらゆる暴力の根絶	(1) 暴力防止にむけた啓発の推進 (2) DV 等早期発見にむけた関係機関との連携強化 (3) 被害者への支援体制の整備
	④ 子ども・高齢者の虐待の根絶	(1) 児童の虐待防止にむけて (2) 高齢者の虐待防止にむけて
II あらゆる分野で男女共同参画を推進する社会づくり	⑤ 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革	(1) 女性が活躍しやすい社会に向けた男性の意識改革 (2) 女性のスキルアップおよび再チャレンジ支援
	⑥ 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	(1) 町の審議会等への女性の参画促進 (2) 各種計画策定時の積極的な町民の意見反映 (3) 管理・監督者への女性の登用促進 (4) 団体等での経営・方針決定過程への女性の参画促進
	⑦ 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり	(1) 事業所・農業・自営業における男女共同参画及び労働条件改善の啓発、就労環境の支援 (2) 家庭や地域における男女共同参画意識の醸成 (3) 男女が家族の役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動ができる環境整備
III だれもが安心・安全に暮らすことができる社会づくり	⑧ 生涯を通じた男女の健康支援	(1) 妊娠・出産・子育て期における健康支援 (2) 生涯にわたる健康づくりへの支援 (3) 性に関する適切な教育の推進
	⑨ 生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる支援と多様性を尊重する環境の整備	(1) 高齢者・障がい者・外国人などの福祉・社会参加の充実 (2) 生活に困難を抱えた人への支援
	⑩ 防災・復興における男女共同参画の推進	(1) 平常時からの防災・復興に係る男女共同参画の推進 (2) 男女共同参画の視点を取込んだ新型コロナウイルス感染症対策の実施

2. 推進のための指標（数値目標）

男女共同参画社会は、行政の施策だけでは実現できません。町民のみなさん一人ひとりが理解を深め、地域団体や事業者など様々な活動のなかで取り組むことが必要です。

そこで、家庭、学校、職場、地域の中の身近なことから「指標」を設定し、令和7年度までの目標値を定め、目標達成に向けて取り組んでいくこととします。

基本目標Ⅰ 男女共同参画推進の基盤づくり

主な指標	R2年度	目標値 (R7年度)	現状 (R7年度)	目標値 (R12年度)	説明
社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の平等感(男性の方が優遇されていると感じている割合)	79.2%	70.0%	70.5%	60.0%	数値が下がる方が男女共同が進んでいる。
「男女共同参画社会基本法」という言葉の認知度(聞いたことがある・内容まで知っている割合)	66.4%	70.0%	69.5%	75.0%	数値が上がる方が男女共同が進んでいる。

基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画を推進する社会づくり

主な指標	R2年度	目標値 (R7年度)	現状 (R7年度)	目標値 (R12年度)	説明
審議会等委員女性参画率 (地方自治法第202条の3に基づく審議会等) ※1	26.7%	30.0%	33.4%	35.0%	数値が上がる方が男女共同が進んでいる。
女性委員がいない審議会等の数(地方自治法第180条の5に基づく審議会等) ※2	3	1	3	1	数値が下がる方が男女共同が進んでいる。
「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考えに賛同しない割合	74.6%	80.0%	78.3%	80.0%	数値が上がる方が男女共同が進んでいる。

※1 地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性委員数/全委員数

R2 (75人/281人)、R7目標 (89人/296人)、R7現状 (99人/296人)、R12目標 (104人/296人)

※2 地方自治法第180条の5に基づく審議会等

固定資産評価審査委員会、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員

基本目標Ⅲ だれもが安心・安全に暮らすことができる社会づくり

主な指標	R1年度	目標値 (R6年度)	現状 (R7年度)	目標値 (R12年度)	説明
住民健診の受診率	51.9%	60.0%	56.4%	60.0%	数値が上がる方が健康への意識が高まっている。

※住民健診の受診率については、基山町の国民健康保険世帯の40歳から74歳対象の検診

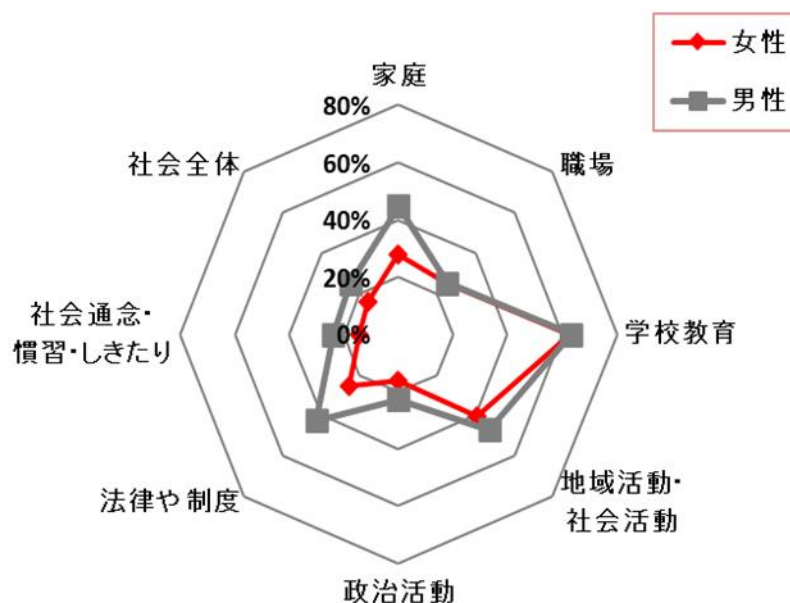
基本目標Ⅰ 男女共同参画推進の基盤づくり

基本課題① 男女共同参画についての意識啓発活動

■現状と課題

令和7年度に実施した「一般対象意識調査」によると、男女の地位の平等感に関する質問に対しては、“学校教育の場”が最も高く、男女とも6割以上が平等と答えています。平等感が低く、さらに男性が優遇されていると感じている分野は“社会通念・習慣・しきたり”“社会全体”“です。すべての分野において、女性よりも男性の方が「男女平等である」と感じている割合が高く、特に“家庭”“法律や制度”では、その差が女性の割合の約1.6倍となっており、男性と女性では認識の違いがあり、地位の不平等感が存在しています。

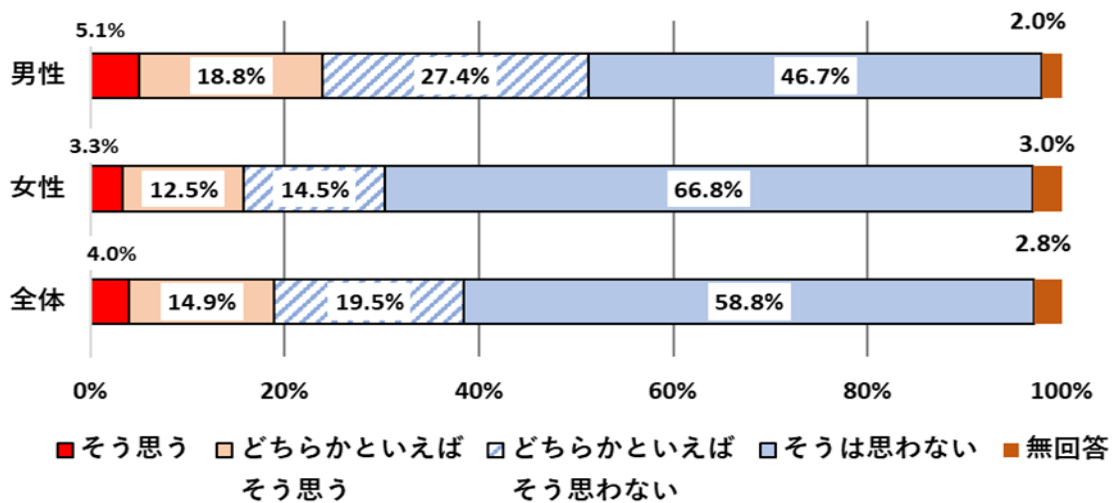
＜各分野での男女の平等感＞



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和7年）

また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに賛同しない人の割合は、令和4年度世論調査は64.3%となっており、令和7年度に実施した本町の「一般対象意識調査」では78.8%と高くなっています。

＜夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである＞



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和7年）

こういった男女共同参画社会の実現を阻害するおそれがある慣行や意識は、長い間の積み重ねの中で形成されたものであり、今後、あらゆる機会をとらえて、正しい理解が得られるような継続的かつ有効な啓発活動を実施していく必要があります。

また、偏った性表現や暴力表現、安易に女性をアイキャッチャーとして利用することは人権侵害にも繋がることから、表現の自由を十分尊重したうえで、適切な情報を適切に発信していくよう、町内外に対してもメディアと人権に対して、適切に判断できる能力を培うための取組を推進していく必要があります。

70代男性

憲法で男女平等が定められているにもかかわらず、現実には女性の政策、意思決定への参画が低く、男女間の賃金格差が存在する。こういった不平等を直したい。

60代女性

今の若い男性は本当に家事・育児に協力していると思います。小さい頃からの家庭のあり方だと思います。

30代女性

男女共同参画社会づくりの制度は少しずつ整備されてきていると思うが、学校教育で子どもの頃から理解を深める学習を充実させるとともに大人たちへの啓発を続けていき、少しずつ前進させる必要があると思う。

みんなの声

男女共同参画に関する意識調査（一般対象）より

■今後の方向性

- ・男女共同参画に関する講演会などのイベントを開催します。
- ・町の広報誌やホームページにて男女共同参画に関する情報を発信します。

■行政の取り組み

施策の方向（１） 男女共同参画のための広報・啓発活動の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
男女共同参画に関する広報	男女共同参画についての理解を深め、固定的な性別役割分担意識の解消を目指し、不平等につながる表現（アイキャッチャー等）に十分配慮し、男女平等・人権尊重の視点に立った表現に努め、町の広報誌やホームページ、公式アプリ、ポスター等、多様なメディアを通じて定期的な情報の提供を行います。	まちづくり課
男女共同参画啓発事業の実施	男女共同参画に関する出前講座や研修会、セミナー等を開催し、男女共同参画の理解促進を図ります。	まちづくり課
町職員の研修	行政が率先して男女共同参画を進めるため、町職員に対する男女共同参画関係の研修を充実させ、職員の男女共同参画に対する意識を高めます。	まちづくり課

施策の方向（２） 男女共同参画に関する情報収集・提供

具体的施策	施策の内容	担当課
意識調査の実施、結果の公表	男女共同参加に関する意識・行動について現状を把握するために、推進プラン見直し時には「男女共同参画に関する町民意識調査」を実施し、その結果を施策推進の基礎資料とするとともに、広報誌やホームページ等、多様なメディアを通じて定期的な情報の提供を行います。	まちづくり課
図書の充実	基山町立図書館において、「男女共同参画コーナー」を設け、男女共同参画に関する書籍の充実を図り、積極的な情報提供を進めます。	まちづくり課

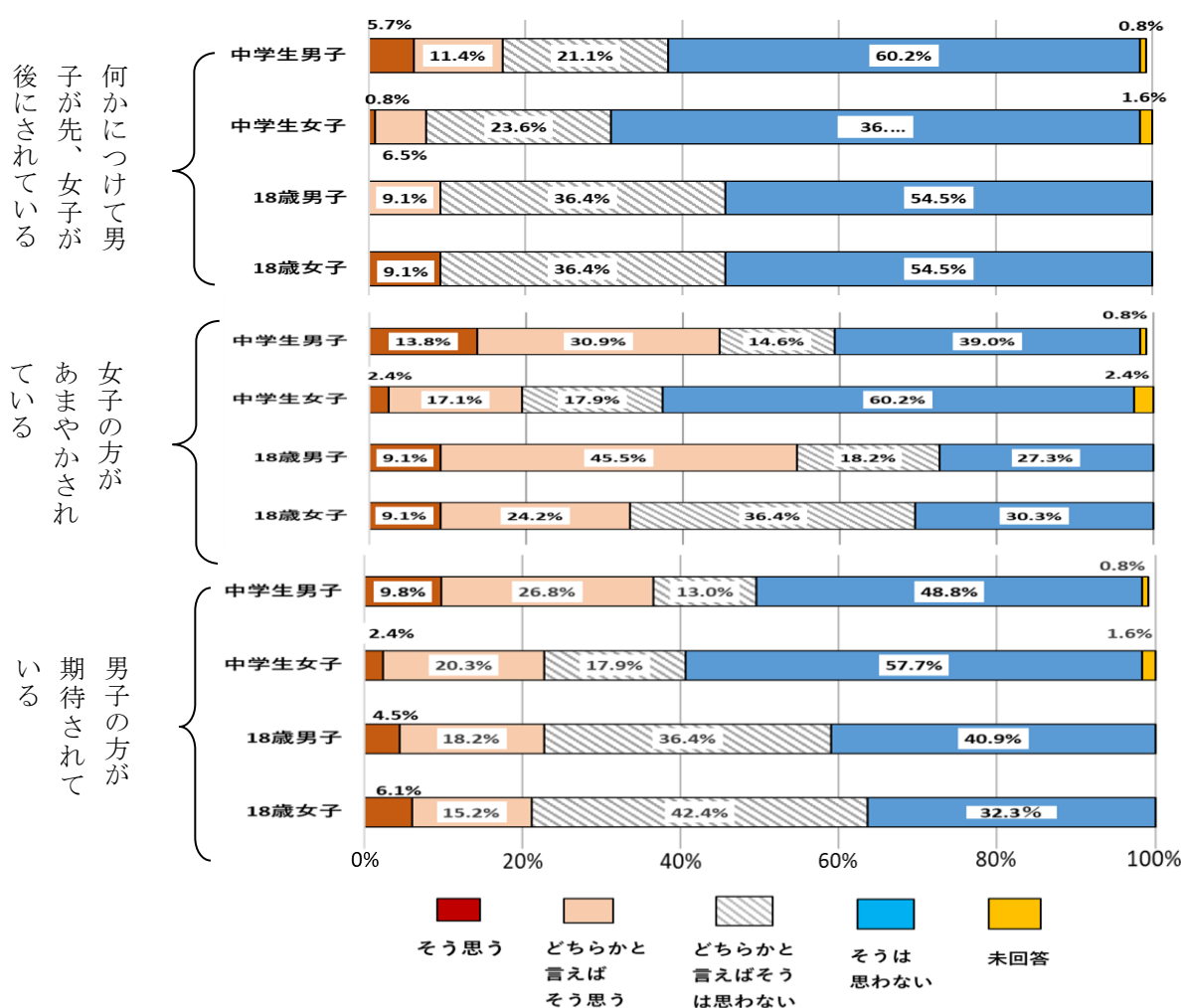
基本課題② 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実

■現状と課題

令和7年度に実施した「一般対象意識調査」によると、「学校教育の場」での男女の平等感、ほかの分野と比べて大変高くなっています。「中学生及び18歳対象意識調査」によると、学校での男女の扱いの違いに関する質問では、前回調査に比べ、「何かにつけて男子が先、女子が後にされる」という具体的な活動場面における男女の意識の差はとても小さくなっており、学校教育における改善が進んでいることが伺えます。

また、「女子の方が甘やかされている」「男子の方が期待されている」と感じている男女の意識の差も小さくはあるが、前回調査に比べて同等もしくは大きくなっている年代もあります。このことより、中学生や18歳は、自分たちを取り巻く環境による男女平等は実感しているが、意識としては、まだ「男女平等ではない」という思いが根強く残っているのではないかと考えられます。

<学校での男女の扱いの違い>



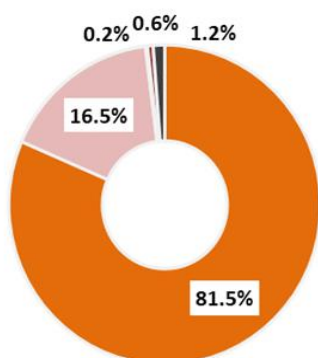
資料：「男女共同参画に関する意識調査（中学生対象）（18歳対象）」（基山町：令和7年）

また「一般対象意識調査」による「子どもの育て方」に関する質問において、経済的自立や家事能力という個人の生活能力に関しては、性別に関係なく、能力を伸ばした方がよいと考える人が 95%を超えています。一方、“女は女らしく、男は男らしく育てた方がよい”と考える人が、49.8%を占めています。

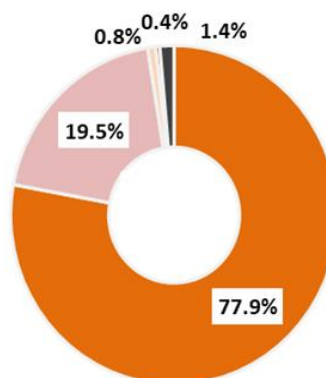
このことより、子どもを一人の自立した人間として育てたいという意識はあるものの、女の子らしく育てたい、男の子らしく育てたいという昔からの理想像が今もなお、根強く残っていることが分かります。

<子どもの育て方>

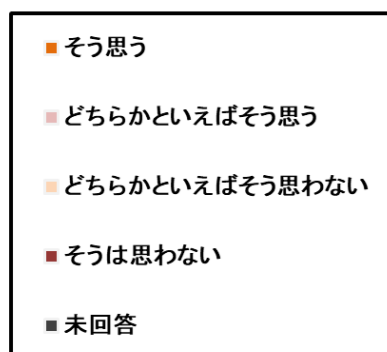
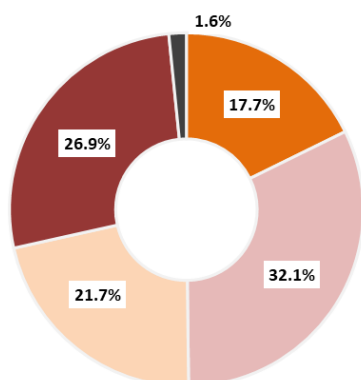
「女の子も男の子も経済的に自立するのがよい」…賛成派 98.0%



「女の子も男の子も炊事・掃除・洗濯などできるのがよい」…賛成派 97.4%



「女の子は女らしく、男の子は男らしく」…賛成派 49.8%



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和7年）

これからの社会を担う子どもたちが、社会の中で自分らしく生きていくためには、性別にかかわらず個人の個性や能力を尊重し、伸ばしていく教育が必要です。長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）があることが挙げられます。

今後は、学校はもとより、保育園や幼稚園など早い時期からの人権の尊重や男女の平等、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、男女共同参画の視点に立った学校教育の推進、男女双方の意識改革と理解の促進の重要性などについて、指導していく必要があります。教育関係者や保護者への男女共同参画に関する意識啓発を推進していくことも重要な課題となっています。

また、あらゆる世代の町民に対して、男女共同参画について学習の機会を提供し、男女共同参画の理解や意識を浸透させていくことが必要です。

中学生のなりたい職業 ベスト 10 位

	女 子		男 子	
	令和 2 年	令和 7 年	令和 2 年	令和 7 年
1	保育士	保育士	スポーツ選手	スポーツ選手
2	パティシエ、料理人	美容師、理容師、ネイリスト	会社員・銀行員	公務員
3	看護師	パティシエ、料理人、栄養士、パン職人	公務員	経営者、起業家
4	歌手、タレント、ダンサー、youtuber	・歌手、タレント、ダンサー、youtuber	建築士・設計士	・会社員、銀行員 ・自動車、機械などのエンジニア ・建設業、設計士、大工
5	その他	・漫画家、イラストレーター、アニメーター	警察官・刑事	
6	学校の先生	・ペット屋さん、動物の飼育	学校の先生	
7	ペット屋さん	・看護師 ・薬剤師	農業・林業・漁業	・パティシエ、料理人 ・農業、林業、漁業 ・コンピューター関係
8	美容師、ネイリスト		パイロット	
9	公務員	学校の先生	その他	
10	フライトアテンダント	・会社員、銀行員 ・警察官、刑事 ・スポーツ選手	学者・博士	歌手、タレント、ダンサー、youtuber

資料：「男女共同参画に関する意識調査（中学生対象）」（基山町：令和 2 年・令和 7 年）

■今後の方向性

- ・学校教育及び社会教育において、男女共同参画教育を推進します。
- ・男女共同参画の視点に立った講座に積極的な参加を呼びかけます。

■行政の取り組み

施策の方向（１） 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
学校内の慣習の見直し	固定的性別役割分担にとらわれた慣習がないか、男女共同参画の視点に立って、学校の諸活動などを再点検し、必要に応じ改善します。	教育学習課
個性に応じた進路指導	性別にとらわれず、一人ひとりが主体的に進路選択できるよう、多様な生き方を含めた進路指導の充実を図ります。	教育学習課
自立・職業意識を育む学習の充実	性別にとらわれない勤労観や職業観を育むための社会活動、職場体験活動を推進し、実体験を通じた学習を進めます。	教育学習課
保育・教育関係者の意識を高める	国、県、その他関係団体が実施する研修を積極的に活用し、男女共同参画の視点に立った教育を実践する人材を育成します。	教育学習課 こども課
保護者に対する意識啓発の推進	男女共同参画の視点に立った取り組みを学校だよりなどで発信します。	まちづくり課 教育学習課

施策の方向（２） 生涯学習における男女平等の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
女性の能力開発の支援	女性が自らの意思で社会のあらゆる分野で参画できる力をつけるため、各種講座、研修会を案内・周知します。	総務課 教育学習課

基本課題③ DV等あらゆる暴力の根絶

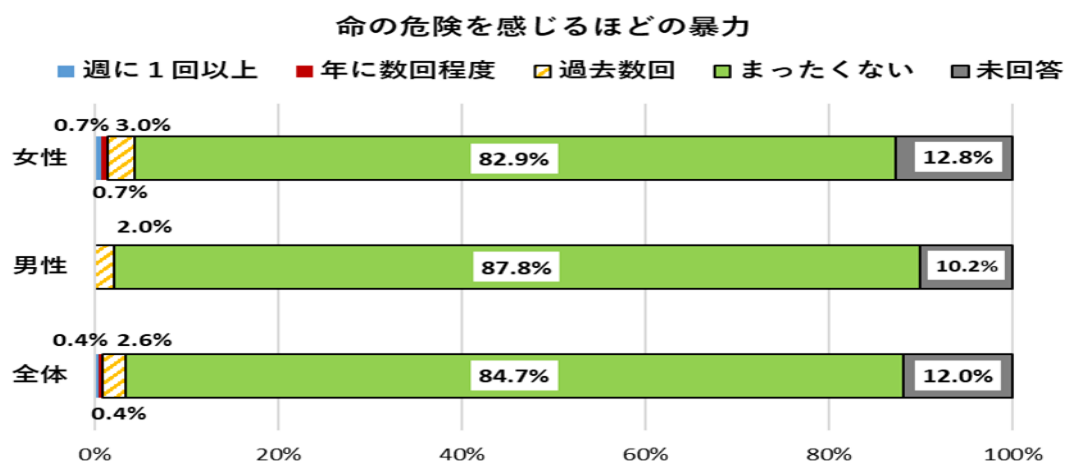
【基山町DV被害者支援基本計画】

■現状と課題

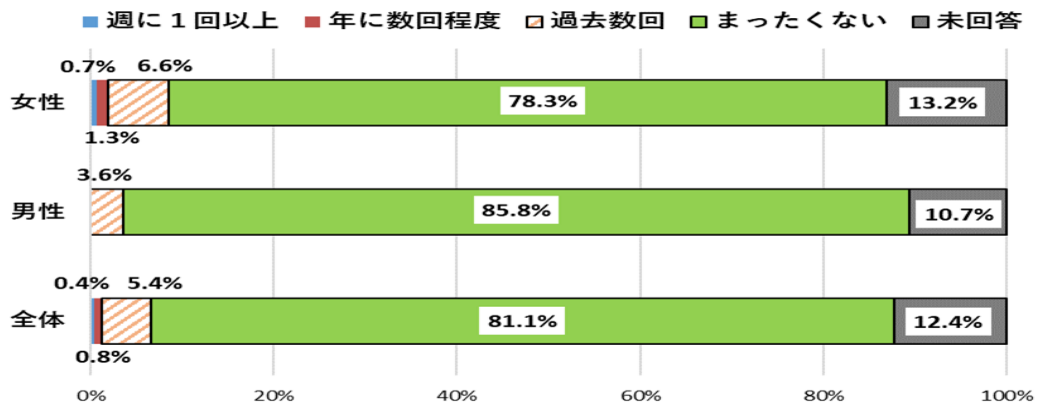
平成20年1月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、市町村においても配偶者からの暴力防止や被害者保護のための施策の実施に関する基本計画を策定することが努力義務とされました。平成25年6月の法改正では、配偶者のほか生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も法の適用対象となりました。令和元年6月の法改正では、児童虐待と配偶者からの暴力は密接な関連があることから、福祉事務所、児童相談所を新たに被害者の保護のための関連機関として明記し、相互に連携を図りながら協力することを努力義務と定めました。令和5年5月の法改正では、申し立てができる被害者の拡大、保護命令の種類拡大、命令の有効期間の伸長及び保護命令違反の厳罰化が定められました。令和7年12月の法改正では、接近禁止命令等の禁止行為の追加がありました。

基山町においても、配偶者及びパートナーからの暴力等の防止及び被害者への支援を推進するため、この基本計画に基づき総合的かつ計画的に被害者支援の充実、強化を図ります。

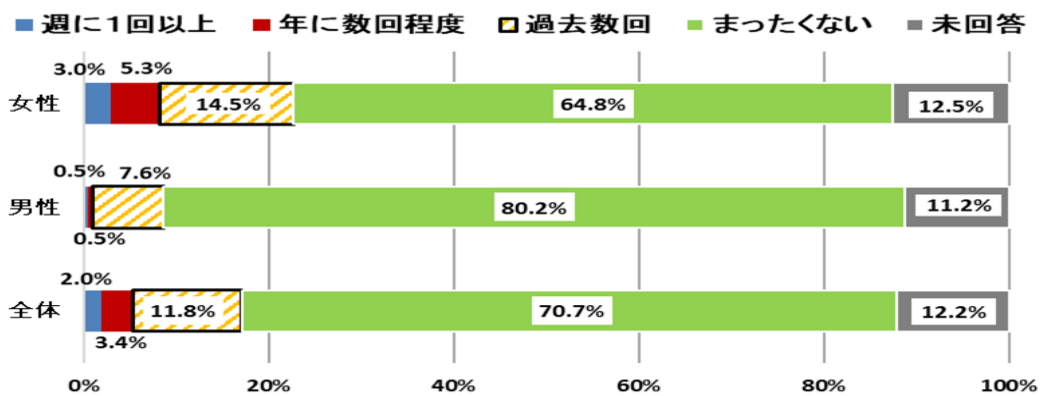
令和7年度に実施した「一般対象意識調査」によると、配偶者やパートナーからの暴力、いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）については“まったくない”と答えた割合が高い一方で、暴力の被害を受けた被害者はいずれも女性の割合が高くなっていますが、男性の被害者もいることが分かりました。



医師の治療までは必要がない程度の暴力

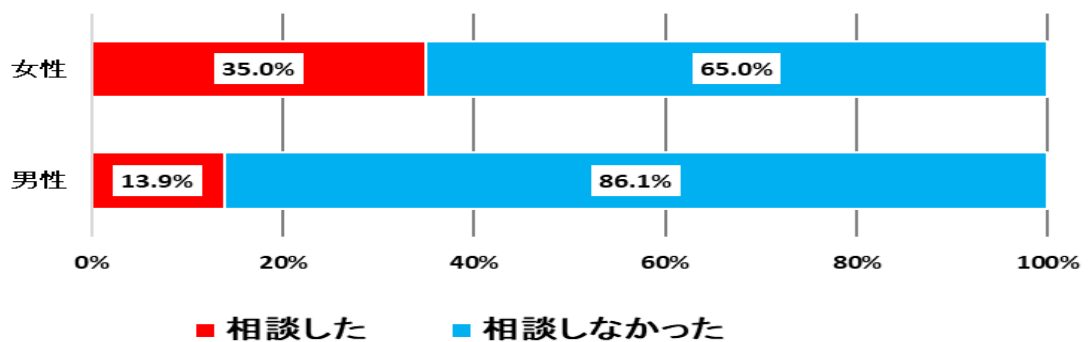


大声でどなられたり、威圧的な物言いをされた



しかし、DV 行為を受けた際に、“相談しなかった（できなかった）”人は全体で60%近くに上り、男性では殆ど相談していませんでした。暴力を受けると被害者は自尊感情が低くなり、「自分が悪いので被害を受けた」「人に知られると恥」などと思い込んで、結局は人に言えずに抱え込むという心理的特徴があります。

配偶者や恋人に受けた行為を相談したか（性別）



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和7年）

DV 被害に対しては、警察、県立男女共同参画センター（アバンセ）、県婦人相談所、DV 相談ナビ、福祉事務所などに相談窓口が設置されており、本町としても、関係機関との連携による相談支援体制の充実を図ってきました。しかし、調査結果を見ると、DV の被害の相談先としては、「友人・知人」や「家族や親戚」が多いのが現状です。相談しなかった理由として、「どこ（だれ）に相談してよいかわからなかったから」（24.0%）との回答がより少なくなるように、公的相談窓口の存在をさらに周知し、DV 被害の潜在化を防ぐ取り組みを進める必要があるといえます。

また、情報通信技術（ICT）の進化や SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等インターネットを利用した性犯罪などにも対応が求められます。暴力は加害者がストレスや生活不安を抱えて暴力に至る身体的なもの、生活費を渡さないなどの経済的なものもあります。

また、内閣府の調査で 2024 年度の DV の相談件数が過去 2 番目に多くなっていることが分かりました。家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念され、精神的暴力を含め配偶者等からの暴力に関する相談件数が増加傾向にあり、被害者が安心して相談できるよう、さらなる支援体制の充実が必要です。

近年、若い世代においては、交際相手などからの暴力（デート DV・ストーカー行為）も問題となっています。これらの問題に直面した際に、相談できる機関が県内にあることを周知するために、啓発活動を一層進めていく必要があります。

暴力は犯罪行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を広く浸透させ、暴力行為の防止と、早期に発見するために正しい知識を啓発していくとともに、相談窓口の周知徹底を図る必要があります。DV 被害者の自立に際し、物心両面からの継続した支援が必要です。

■今後の方向性

- ・暴力は人権侵害であり、犯罪であるという認識を持つよう啓発します。
- ・暴力の被害にあった人や、周りの人が相談できるよう相談窓口を周知します。

■行政の取り組み

施策の方向（１） 暴力防止にむけた啓発の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
暴力防止に向けた意識啓発	「性犯罪」「性暴力」「配偶者等からの暴力」「ストーカー行為」「職場等におけるハラスメント」は犯罪となる行為をも含むという認識を深めるため、広報誌やホームページ等を利用した啓発活動を展開します。 また、県、近隣市町、関係団体等で行われている研修会、学習会等を積極的に活用・周知し、研修の機会を提供します。	まちづくり課 福祉課 プラチナ社会政策課
関係課職員の DV に対する理解の促進	DV 問題に対する理解を深め、迅速・的確な対応を図るため職員研修会を実施し、DV に関する理解促進を図ります。	総務課
セクシャル・ハラスメント防止に向けた啓発の実施	広報誌やホームページ・SNS 等を活用して、セクシャル・ハラスメントのない職場づくりを呼びかけます。 また、事業所におけるセクシャル・ハラスメント防止に向けて、情報提供や啓発に努めます。	総務課 まちづくり課 商工観光課

施策の方向（２） DV 等早期発見にむけた関係機関との連携強化

具体的施策	施策の内容	担当課
相談窓口の周知徹底	女性相談専門窓口等の各種関係機関の相談窓口について、相談内容や開催日等を一人でも多くの人の目に触れるように、広報誌・ホームページ・SNS 等に掲載し、周知徹底を図ります。	総務課 福祉課
通報体制の整備	DV 被害を発見しやすい立場にある民生委員・児童委員、医療機関、学校等と連携し、被害者の意思を尊重しながら、警察や県の配偶者暴力相談支援センター等へ通報できる体制づくりに努めます。	福祉課 プラチナ社会政策課 教育学習課
庁舎内の連携強化 「佐賀県 DV 被害者対応マニュアル」「県内共通相談シート」等の活用	被害者に関係のある部署の連携を強化するため、連絡会議を設置し、情報交換や被害者への対応、二次被害の防止等に努めます。特に、県が作成した「DV 被害者対応マニュアル」や「県内共通相談シート」等を活用することにより情報の共有化を図ります。	総務課、住民課、 福祉課 プラチナ社会政策課 こども課 教育学習課 まちづくり課

被害者の緊急・一時的保護体制の整備	被害者やその家族、支援者からの通報があった場合、警察、医療機関その他関係機関と連携を図り、被害者が安全に避難できるよう支援する体制づくりに努めます。 また、被害者の一時保護が決定した場合には、一時保護施設までの同行支援ができるような体制の整備を図ります。	福祉課 プラチナ社会政策課
DV被害者の個人情報保護の徹底	被害者の情報が加害者に漏れないよう、厳格な情報管理体制の整備を図ります。	関係各課

施策の方向（３） 被害者への支援体制の整備

具体的施策	施策の内容	担当課
自立を支援する環境整備、生活支援	生活保護の適用、母子生活支援施設における保護の実施、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付制度など、被害者にとって利用可能な福祉制度等についての情報を提供し、自立を支援します。	福祉課 こども課
県の配偶者暴力相談支援センター等との連携	被害者の緊急保護が必要なときは、一時保護が行われるまでの間に、かくまうための適当な避難場所の確保に努めます。また、被害者の緊急保護などの安全確保の際に、加害者が訪れて、危害を加えるおそれが高い場合には、警察と連携して対応するなどの体制の整備を推進します。	福祉課 プラチナ社会政策課 こども課
住民基本台帳の閲覧制限	DV 加害者の追及を抑止するため、被害者の申し出により、被害者の住民基本台帳の閲覧の制限を行います。	住民課
自立のための心のケアの充実	心のケアが必要な被害者に対しては、町、保健福祉事務所及び児童相談所等の関係機関の連携による見守りや関わりなどの支援に努めます。	福祉課 プラチナ社会政策課 こども課
多様な被害者への対応	被害者が、年齢や性別、国籍、障がいの有無等を理由に、支援を受けにくいということにならないよう、情報提供、相談の対応等、それぞれの被害者の状況に応じた配慮に努めます。	福祉課 プラチナ社会政策課 まちづくり課 こども課

基本課題④ 子ども・高齢者の虐待の根絶

【基山町DV被害者支援基本計画】

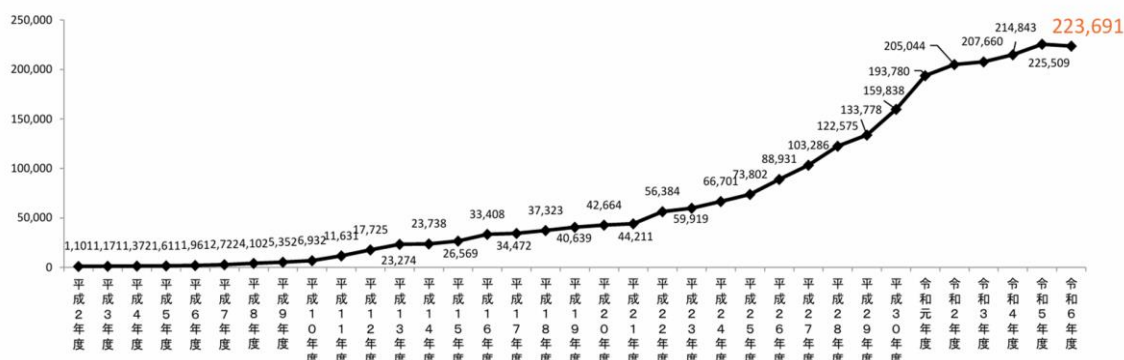
■現状と課題

児童虐待相談件数は、全国、県内ともに右肩上がりの状況です。増加している一因として、虐待に対する認知が広がり、虐待通報がなされる状況があるとも考えられますが、一方で死亡事件につながるような深刻な虐待（ネグレクト、体罰等）が多発しているのも事実です。どちらかの親が子どもの前で、配偶者に暴力をふるったり、暴言を吐いたりする面前DVが増加傾向にあり、被害者と同居する子どもに対する精神的・心理的支援も必要です。DVがある家庭では児童虐待も起きている事例が多いことが明らかになっています。近年の子育てや介護をめぐる大きな環境の変化の中で、死亡事件につながるような深刻な児童虐待が多発し、在宅における高齢者虐待についても実態が明らかになってきています。

親の被虐待体験や社会的孤立、社会的未熟、養育能力不足、発達障害や知的障害等障害をもっている子どもへの間違った認知が複雑に絡み合って、児童虐待の原因となっています。

子どもたち自身が、直接、虐待・暴力の被害を受けていることもあれば、保護者（母親など）への暴力を目撃して深く傷ついたり、「暴力をやめさせることができない」などと、自分を責めるようになることもあります。子どもたちへの精神的・心理的影響は大きなものですが、幼ければ幼いほど言葉で訴えることは難しく、また暴力をふるっているのが自分の親ですから、そのことを誰かに話すのはさらに困難になります。虐待の早期発見と介入、防止は、子どもの安全な生活のためにも重要です。

＜全国の児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数＞



資料：こども家庭庁「児童相談所における児童虐待相談対応件数」

高齢者への虐待問題は、児童虐待と比べてメディアでの報道はそう多くありませんが、潜在的なケースはかなりの件数に上ると推察されています。その背景には、養護者である子および孫などの家族と同居している高齢者が多く、虐待する側もされる側も虐待の事実を隠す傾向が強いことが原因となっています。高齢の配偶者に対する虐待も少なくありません。

養護者による高齢者への虐待は、背景にDVがある（あった）可能性が高く、一つの家庭内に複数の暴力が存在するケースが少なくありません。

潜在化しやすい高齢者虐待を早期発見・支援するためには婦人・児童・高齢者の問題に従事する機関の柔軟かつ横断的な連携と地域での声かけや見守り、仲間づくりが必要です。

■今後の方向性

- ・しつけのつもりであっても、子どもに著しい害（傷害）を及ぼすものであれば虐待であり、重大な権利侵害であるという認識を持つよう啓発します。
- ・寝たきりや認知症など介護を要する高齢者を抱えている家庭や一人暮らしの高齢者へきめ細かい支援を行います。

■行政の取り組み

施策の方向（１） 児童の虐待防止に向けて

具体的施策	施策の内容	担当課
養育支援を必要とする家庭の早期発見	妊娠、出産、育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見と必要な支援を適切に行うため、母子手帳の交付に際し、保健師等の専門職が直接対応します。 また、乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問を併せて実施します。	健康増進課
児童虐待の早期発見と通告先の周知	児童虐待を受けたと思われる子どもを発見したら、すぐに町や児童相談所、民生委員・児童委員を介して町等に通告しなければならない義務があることを広報等で周知し、児童虐待の早期発見に務めます。	こども課
虐待防止ネットワークづくりの強化	要保護児童対策地域協議会・児童相談所との連携強化により、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応を行います。	こども課
子どもの人権についての啓発の充実	子ども一人ひとりの人権が尊重され、自由と自立が阻害されないよう、子どもの人権啓発を学校、人権擁護委員などと連携して推進します。	教育学習課 総務課

子育て教室の開催	子育てに関する知識、技能の向上と子育て中の親同士の交流促進のため「ぽっぽの会」等を開催し、その充実を図ります。	こども課 健康増進課
こども家庭センター事業	母子保健や育児、子育てに関する様々な悩みに保健師等が専門的な見地から円滑に対応し、子育てに関する不安や子育てに困難を抱く親への相談対応等を行います。	こども課 健康増進課
妊産婦・乳幼児等の虐待被害者の健康づくりに関する支援	妊産婦・乳幼児等の虐待被害者に対して、健診や予防接種等が適切に受けられるよう、支援します。	健康増進課
子どもの就学・保育等の受入体制の整備	転入した被害者の子どもが、円滑に就学や保育ができるよう受入態勢の整備を推進します。 また、被害者の転出先や居住地の情報を適切に管理する体制整備を推進します。	教育学習課 福祉課 こども課
接近禁止命令への対応	被害者が子どもへの接近禁止命令の発令を申し出た場合、加害者が接近してきた場合の警察への通報など、適切な対応ができるよう学校や保育所等の関係機関との連携体制の整備を推進します。	教育学習課 福祉課 こども課

施策の方向（２） 高齢者の虐待防止に向けて

具体的施策	施策の内容	担当課
養護支援を必要とする家庭の早期発見	養護支援を特に必要とする家庭の早期発見と必要な支援を適切に行うため、基山地区地域包括支援センターと連携を図り、養護支援訪問を併せて実施します。	プラチナ社会政策課 福祉課
高齢者見守りネットワーク事業	地域や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体と連携を図り、地域ぐるみで高齢者の見守りを強化します。	プラチナ社会政策課 福祉課
高齢者虐待の早期発見と通告先の周知	虐待を受けたと思われる高齢者を発見したら、すぐに町や基山地区地域包括支援センターに通報するよう努めなければならないことを広報等で周知し、高齢者虐待の早期発見に努めます。	プラチナ社会政策課 福祉課

どんなことが虐待にあたるのでしょうか？

身体的虐待

暴力行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為、又は外部と接触させないような行為

たとえば

- ・たたく、つねる、殴る、蹴る
- ・ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に与える

心理的虐待

高圧的な言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって苦痛を与えるような行為

たとえば

- ・子供扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口をいう

性的虐待

本人の合意もなく性的な行為を行ったり、強要したりするような行為

たとえば

- ・排泄の失敗の罰として下半身を裸にして放置するなど

介護・世話の放棄・放任

介護や生活の世話を行っている家族が、介護や世話を放棄するような行為

たとえば

- ・食事や水分を与えない
- ・劣悪な住環境の中に放置し生活させるなど

経済的虐待

財産や金銭の無断使用や、本人が望む金銭の使用を理由なく制限するような行為

たとえば

- ・必要な金銭を渡さない
- ・本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使うなど



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

☆虐待は身体的な暴力だけでなく、高齢者の心や身体に深い傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪うことです。また、上記のうちの一つが単発で起こる場合や、複数の種類の虐待が同時に発生していることがあります。

基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画を促進する社会づくり

【基山町女性活躍推進計画】

基本課題⑤ 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革

■現状と課題

本町では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合について、令和2年度には74.6%であったものの、令和7年度には78.3%となっており町民の意識が確実に高まっていることが見て取れます。

女性の活躍が進むことにより、女性だけではなく、男性にとっても仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながります。男女共同参画社会の実現のためには、引き続き、様々な分野における女性の活躍を進めていくことが必要です。

しかしながら、女性が出産や育児を経験した後に、多様な働き方を選択できず、賃金・待遇・管理職への登用等、女性を取り巻く就業の課題が依然として存在しています。

また、固定的な役割分担意識を背景に、家事や育児等の家庭責任の多くを女性が担っている実態があり、その結果、女性が働く場において活躍することが困難になっている場合があります。これまで、男性は家事・育児・介護等への参画が十分では無かった点を踏まえ、男性の家事・育児・介護等への積極的な参画が、女性活躍を進めるための大きな鍵と考えられます。

就業は生活の経済基盤であるとともに、自己実現につながるものであり、このような現状を踏まえ、雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、固定的な性別役割分担意識の解消、長時間労働の削減によるワーク・ライフ・バランスの推進、年次有給休暇取得率の向上など、関係する様々な取り組みが必要です。

令和元年5月「女性活躍・ハラスメント規制法」が成立しました。法律には、パワハラやセクハラ、妊娠出産を巡るマタニティハラスメントに関し「行ってはならない」と明記するとともに、パワハラの要件を設け、事業主に相談体制の整備など防止対策を取るよう初めて義務付けました。全国的に職場のいじめ・嫌がらせに関する相談は増加傾向にあったことから、パワハラを「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動」などと定義し、「社員のパワハラを禁止するよう就業規則に盛り込む」、「社外の労働者等からセクハラを受けた場合や社外の労働者にセクハラを行った場合の対応の明確化」、「相談者のプライバシー保護の徹底」「措置内容」も求められます。

令和7年の改正により令和18年3月31日まで期間が延長され、常時雇用する労働者数101人以上の企業に対し「一般事業主行動計画の策定・届出」と「女性の活用に関する情報の公表」を義務付けられました。なお、常時雇用する労働者が101名未満の企業では努力義務です。

■今後の方向性

- ・男女がともに仕事と家庭を両立するために固定的な役割分担を解消するよう啓発します。
- ・ワーク・ライフ・バランスを推進します。

■行政の取り組み

施策の方向（１） 女性が活躍しやすい社会に向けた男性の意識改革

具体的施策	施策の内容	担当課
固定的性別役割分担意識の解消の促進	社会制度・慣行（社会通念・習慣・しきたり）にこだわることなく、固定的性別役割分担意識の解消につながるような講座を開催し、世代や性別を越えた意識改革を図ります。また、町の広報紙、ホームページ、公式アプリ、SNS やパンフレット等を活用し、家事・育児などでの固定的な性別役割分担意識の見直しにむけた啓発を促進します。	まちづくり課
男性の家事・子育て・介護等への参画促進	家事や子育て、介護における情報や支援制度を周知します。男女共同参画に向けた意識づくりにつながる講座や学習会を開催し、男性の家事・育児等への参画促進を図っていきます。	まちづくり課

施策の方向（２） 女性のスキルアップおよび再チャレンジ支援

具体的施策	施策の内容	担当課
男女共同参画推進町民団体の育成・支援	男女共同参画社会を推進するため、町民団体等の育成・支援を行います。	まちづくり課
積極的に参画できる環境	固定的な性別役割分担意識や慣行（社会通念・習慣・しきたり）については、男女の相互理解のもと、それぞれの個性を發揮しながら、男女が対等な立場で意思表示や意思決定をし、責任分担等を目指せるよう啓発に努め、女性自ら積極的に参画できる環境づくりに努めます。	まちづくり課
女性の就労・能力開発のための支援	女性のエンパワーメント（能力開化）のための、学習機会や情報を提供します。無料職業紹介所において、就労の支援を行います。また出産や育児などで、離職した方が安心して再就職できるように情報を提供します。また、性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力に応じた職員配置、女性の管理職登用に努めます。	まちづくり課 総務課 商工観光課
女性起業家に対する支援	性別に関わらず、起業に関する知識・手法に関する情報や学習機会の提供など、支援の充実を図ります。	商工観光課

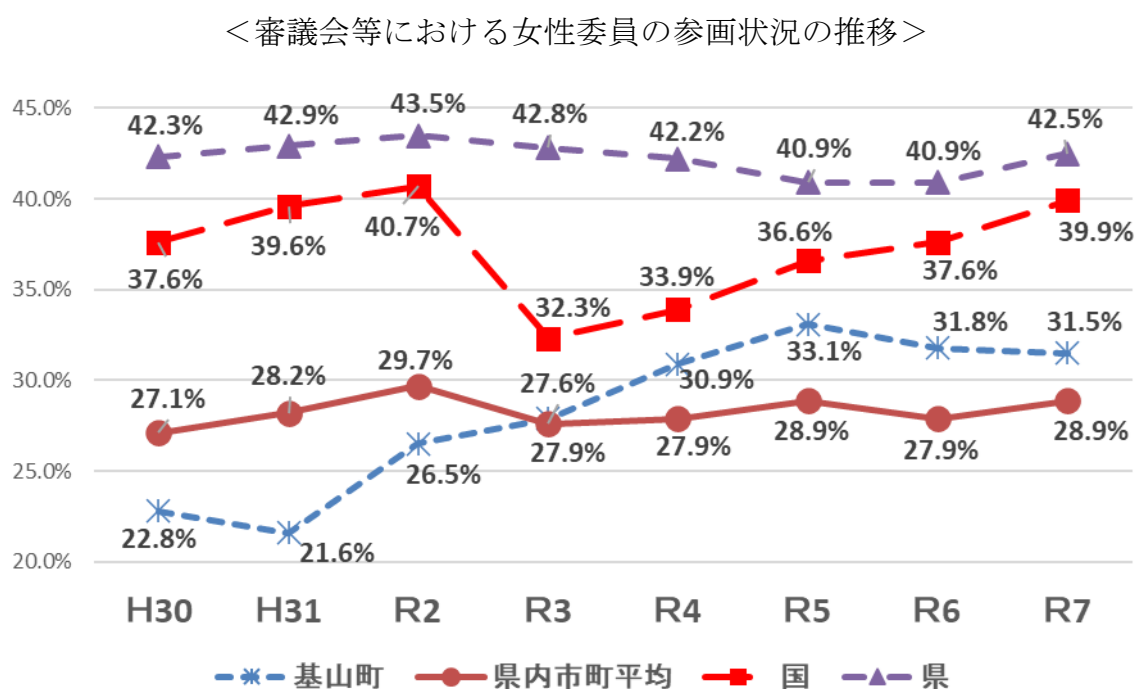
基本課題⑥ 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

■現状と課題

地域社会を代表する立場である、町議会議員、行政の各種審議会委員、地域団体の代表者は、女性の割合が少なく、方針決定の過程への女性の活躍は十分とはいえない状況にあります。

女性は基山町の人口の半数以上を占めています。令和7年10月31日現在、女性は9,211人、男性は8,440人となっています。また、65歳以上でみると、女性は3,188人、男性は2,590人となっています。また、65歳未満では、女性は6,023人、男性は5,850人となっています。

本町における審議会等への女性委員の参画状況は、令和7年で31.5%となっており、県、国と比べると低い状態となっています。



働く場面においては、性別に関係なく全ての人が、働き方・暮らし方・意識を変革し、男性中心型労働慣行ではなく多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を得ることがますます重要となっています。

令和7年度に実施した「一般対象意識調査」では、行政の政策方針を決定する場に女性参画の推進を希望する人の割合が23.9%となっており、女性がそうした場に参画しやすい環境を整え、様々な意見を反映した方針決定が行われるようにします。

■今後の方向性

- ・町の行事や町政等へ積極的に参加、参画いただけるよう啓発します。
- ・女性社員・職員の管理職、代表者、役員への登用が進むよう啓発します。

■行政の取り組み

施策の方向（１） 町の審議会等への女性の参画促進

具体的施策	施策の内容	担当課
審議会委員の登用率の向上	女性委員のいない審議会・委員会等を解消するために委員改選時に女性参画を促進し、積極的な登用に努めます。県が作成した「審議会等への女性の参画促進に関する指針」（平成 29 年 3 月）等を活用することで情報の共有化を図ります。	まちづくり課 関係各課

施策の方向（２） 各種計画策定時の積極的な町民の意見反映

具体的施策	施策の内容	担当課
懇談会やパブリックコメント等の実施、参加しやすい開催時間の設定	各種計画策定時には懇談会やパブリックコメント等を実施するとともに、懇談会などの開催時間を平日夜間や土・日曜日など働く男女が参加しやすい時間帯に設定するようにし、多くの町民の意見を反映していきます。	関係各課

施策の方向（３） 管理・監督者への女性の参画促進

具体的施策	施策の内容	担当課
事業所での女性登用の啓発	意欲と能力のある女性社員の管理・監督者への登用促進のため、チラシを配布するなど啓発等を実施します。	まちづくり課
町女性職員の登用推進	意欲と能力のある町女性職員の管理・監督者への登用を推進します。	総務課
職員の研修等への参加促進	職員の政策・方針決定への参画を促進するため、能力開発を支援する研修等への参加を促進します。	総務課

施策の方向（４） 団体等での経営・方針決定過程への女性の参画促進

具体的施策	施策の内容	担当課
農林業及び商工業など自営業における女性参画の推進	女性の農林業・商工業への主体的参画と職業能力の向上のための研修会や女性のエンパワーメントを目的とした学習会を開催し、女性リーダーや女性起業家の更なる育成に努めます。	商工観光課
地域への女性参画の促進	自治会長、町民活動団体、各種団体の委員や役員などは男性に偏りがちであることから、団体等の経営・方針決定過程へ女性の参画を促進します。	総務課 まちづくり課

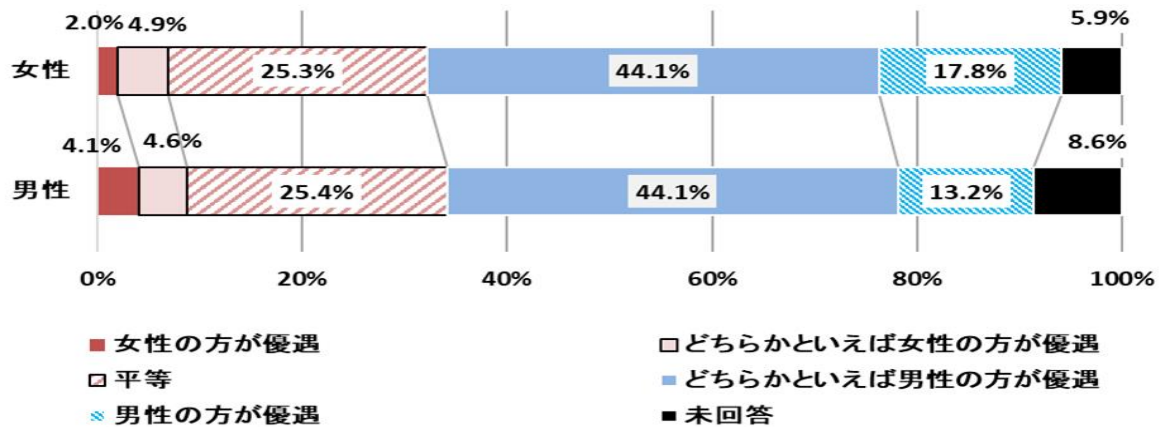
基本課題⑦ 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

■現状と課題

令和７年度に実施した「一般対象意識調査」によると、職場において男女の地位が不平等であると感じている人は、男女ともに半数以上にのぼっています。「男性の方が優遇」「どちらかといえば男性の方が優遇」と答えた「男性優遇派」は、女性は約 62%、男性は約 57% となっており、男女の意識の差が存在します。また、差別を感じたことでは、職場での男女格差について「賃金に格差がある」「昇進における差別がある」との意見が多数ありました。

また、「重責の仕事は男性に任せると上司が決める」「女性は男性の補助的な業務しかできない」、地域では、「育児・家事・掃除は女性がするもの」「女性の意見と男性の意見では男性の方が尊重される」「子どもの体調が悪いときは母親が休むと思われる」、といったような固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスが大きな障壁になっており、固定観念を生じさせない男女双方の意識改革が必要です。

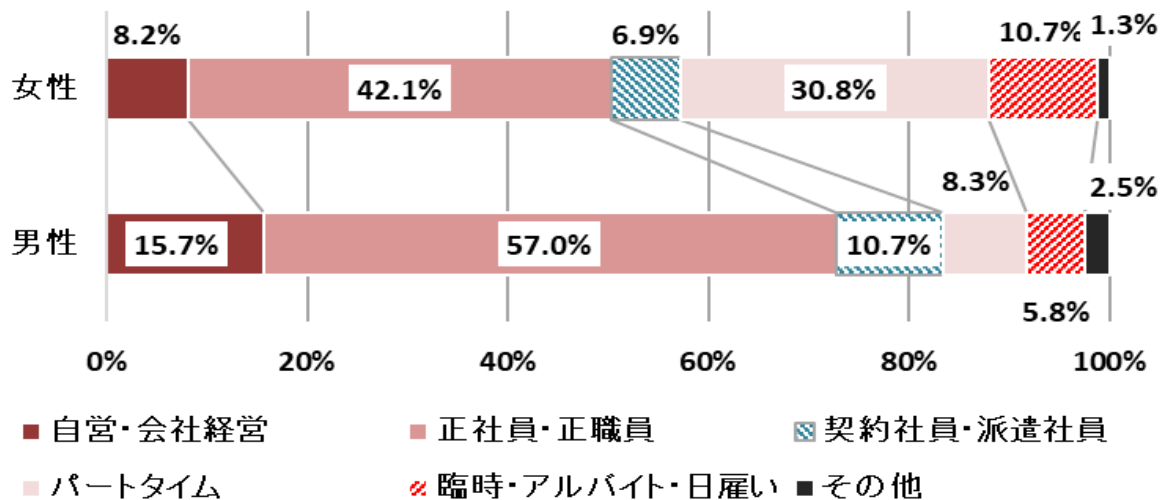
<職場での地位の平等感>



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和7年）

また、同調査により、就労している男性の割合（61.4%）は女性（52.6%）を上回っており、なかでも「正社員・正職員」の割合については、男性が女性の約1.3倍となっており、逆に「パートタイマー」の割合については女性が男性の約3.7倍となっていることから、就労状況に男女差が生じていることがわかります。

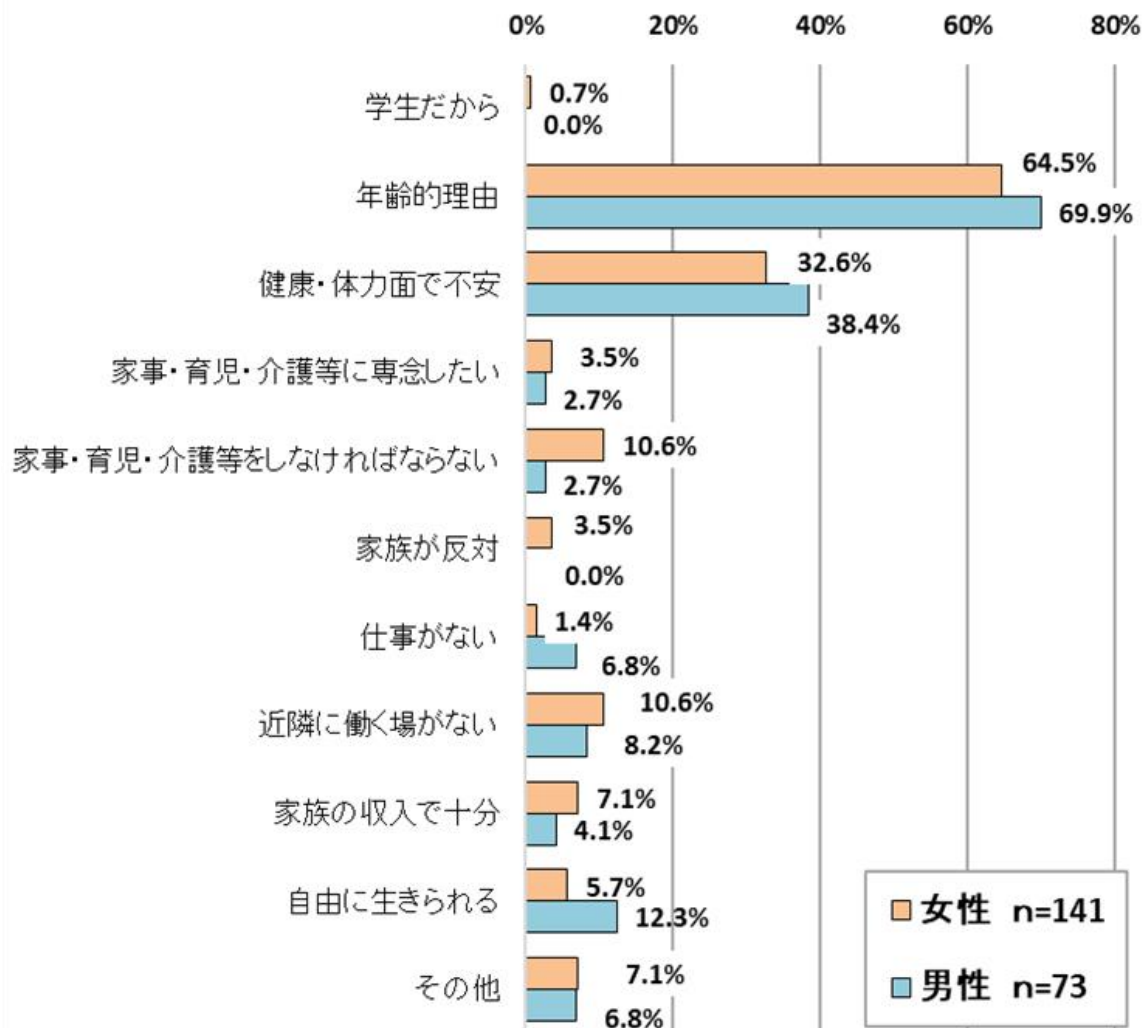
<就 業 形 態>



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和7年）

さらに、就労していない人が仕事をしていない理由をみると、男女を比べた時は、女性の特徴として家事や育児、介護の負担が大きいことを挙げる女性が多く、「女性は家庭」という性別役割分担意識が就労の阻害要因として影響していることがうかがえます。

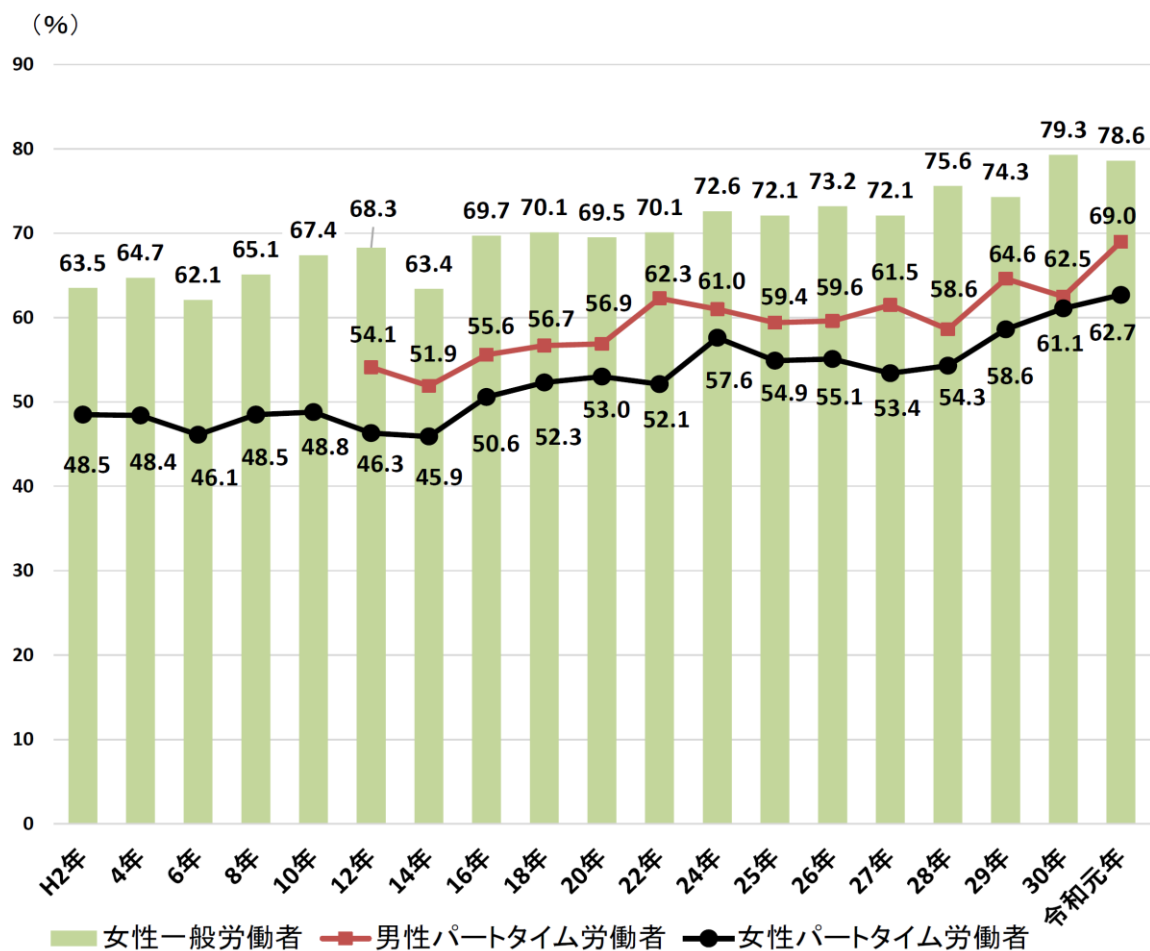
＜職業についていない理由＞



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和7年）

また、国の統計調査によると、所定内給与を1時間当たりの額で比較すると男女間の賃金格差は、ゆるやかに縮小傾向にあります。パートタイム労働者は一般労働者の7割以下となっています。

＜時間当たり所定内賃金格差（男性一般労働者＝100）とした場合＞



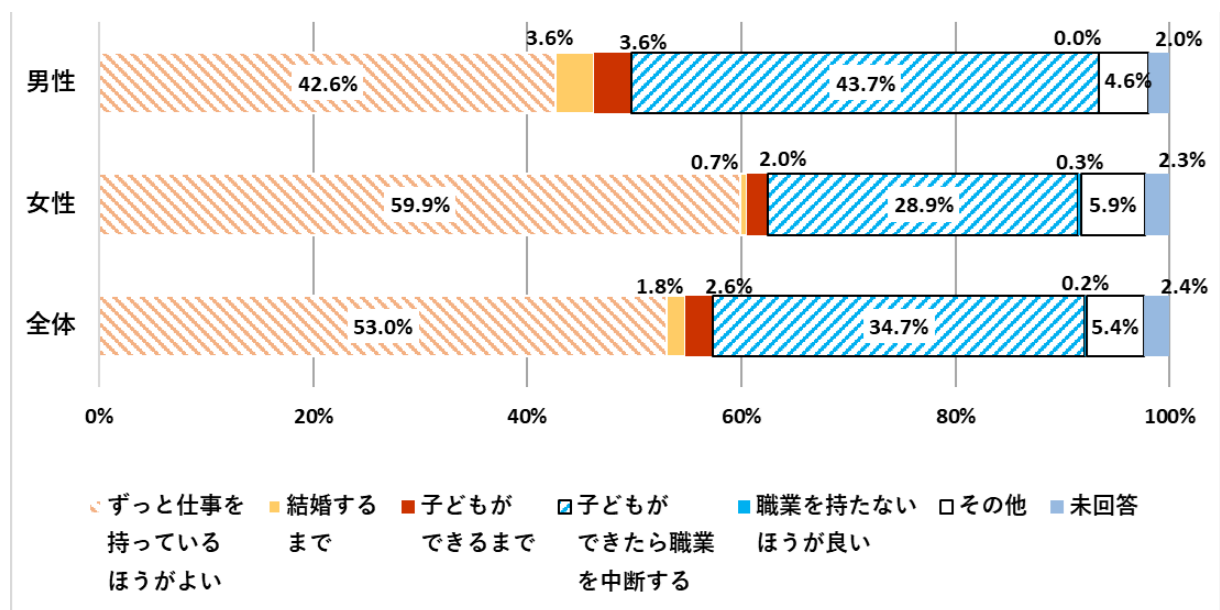
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

※「賃金構造基本統計調査」の調査項目は、主要産業に雇用される労働者について、雇用形態、就業形態、職種、性、学歴、勤続年数、経験年数別等となっている。

資料：佐賀労働局雇用環境・均等室 佐賀県データ 「時間当たり所定内賃金格差（男性一般労働者＝100とした場合）」

女性が職業を持つことに対する意識をたずねると、一般調査の前回調査と同様に「ずっと仕事を持っていたほうがよい」と考える人が全体では5割を超えており、女性では59.9%、男性でも42.6%となっています。こうした結果は、女性が職業を持ち続けることに賛同する考え方が、男性も含めて、より一般的になったことによるものではないかと考えられます。なお、「中学生対象意識調査」においては、「子どもができれば職業を中断するのがよい」(34.8%)、「子どもができて、お休みをもらいながら、ずっと仕事を続けるほうがよい」(32.0%)、「ずっと仕事を持っているほうがよい」(22.3%)となっています。

＜女性が職業を持つことについて＞

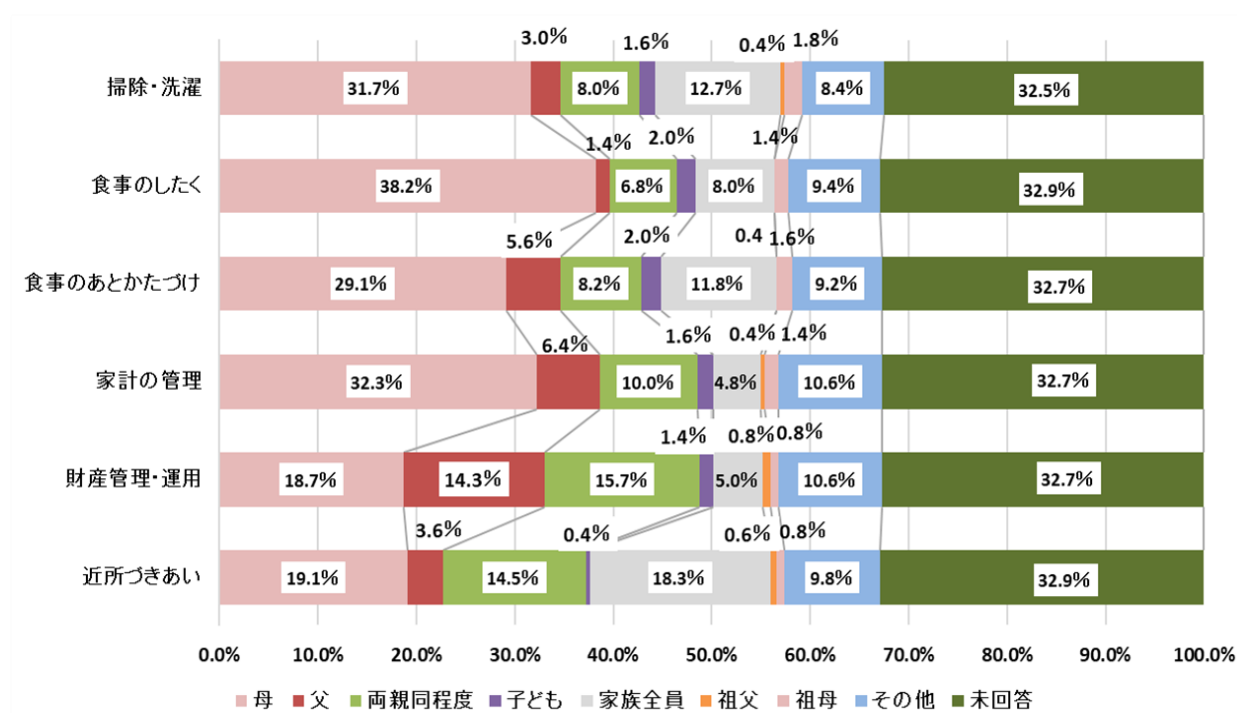


資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和7年）

女性労働者が性により差別されることなく、個人の能力に応じた機会と待遇が確保され、また、多様な生き方に応じた適切な労働条件が確保される環境づくりを事業者へ働きかけることが必要です。

令和7年度に実施した「一般対象意識調査」によると、家庭での役割分担において妻・母が担う役割の高い項目は“食事のしたく（38.2%）” “家計の管理（32.3%）” “掃除・洗濯（31.7%）” “食事のあとかたづけ（29.1%）” となっており、女性が家庭生活の主な部分を担っている現状がうかがえます。

＜家庭内における仕事の役割分担＞



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和7年）

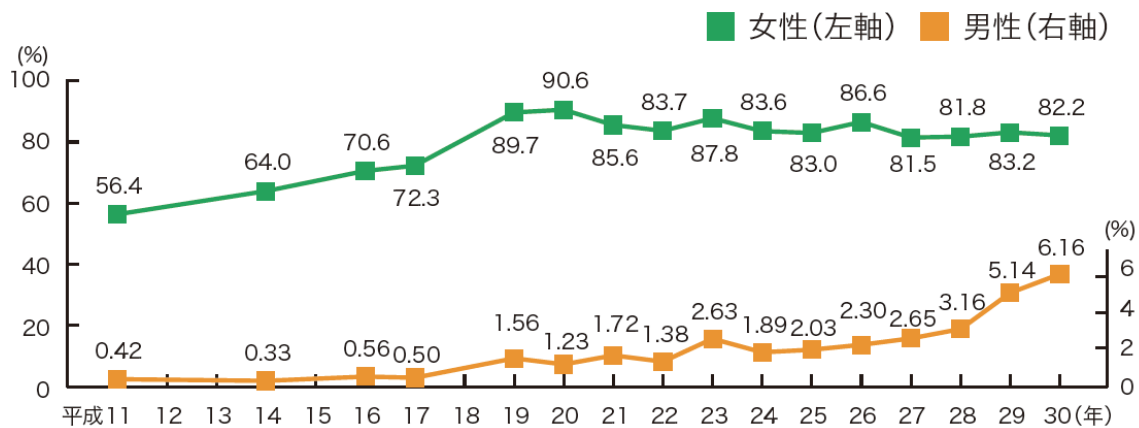
男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが必要です。

なかでも、家庭における環境づくりが重要であり、女性も男性もともに家族としての責任を担い、社会がこれを支援していくことが必要となっています。特に男性については、これまでの職場中心の意識やライフスタイル（生活様式）から職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換の支援が求められています。そのため、男女の固定的性別役割分担意識を解消し、男性の家庭生活への参画を促進することも必要です。

暮らしやすく活力ある地域社会をつくるためには、様々な年代の男女が地域活動に積極的に参加することが必要です。

平成30年の国の調査によると男性の育児休業取得率は6.16%となっており、一方、女性の育児休業取得率は82.2%となっています。

●育児休業取得率の推移（男女別）



【備考】

1. 厚生労働省「雇用均等基本調査」より作成。ただし、平成17年以前は厚生労働省「女性雇用管理基本調査」による。
2. 数値は、調査前年度1年間（平成23年度以降調査においては、調査開始前々年10月1日から翌年9月30日までの1年間）に配偶者が出産した者のうち、調査年10月1日までに育児休業を開始した者（開始予定の者を含む。）の割合。
3. 平成23年度の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

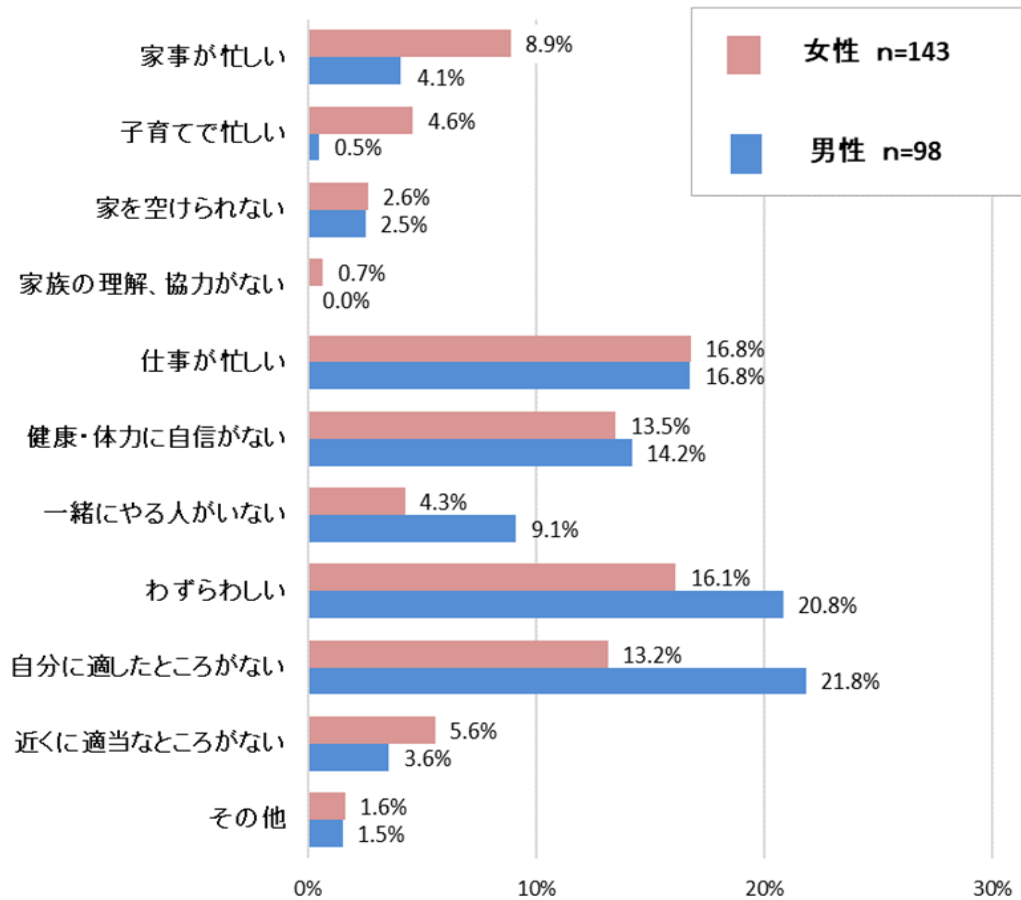
資料：内閣府男女共同参画局 「ひとりひとりが幸せな社会のために」 令和2年度版

令和7年度に実施した「一般対象意識調査」によると、男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要な条件の答えには、「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」(46.8%)、「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること」(35.3%)、「在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務制度を導入すること」(35.1%)の割合が高く、仕事と家庭の両立にむけて男女共同参画を啓発していくことや労働環境を整備することが大切です。

子どもが病気の時でも仕事を休むことができない親が多く、そのことが、出産・子育てを機に仕事の中断を余儀なくされていることを示しています。町では病後児保育を行う施設を整備し、延長保育の実施、長時間労働など働き方そのものを見直すことが重要です。

令和7年度に実施した「一般対象意識調査」によると、地域活動への参加が全くない人の割合は5割弱で、何らかの活動に参加している人が多いということがわかります。しかし、参加していない人の理由を聞くと、仕事で時間がとれない人が多く、特に女性では家庭内の役割を果たすために参加できないという人もいることから、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の必要性がうかがえます。

＜地域社会活動へ参加していない理由＞



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和7年）

また、「地域活動・社会活動の場」において「女性の方が優遇されている」（女性優遇派）と回答した人は 6.8%なのに対して、「男性の方が優遇されている」（男性優遇派）と回答した人は 43.3%と女性優遇派を大きく上回り、男女平等であると認識する人は少ない状況です。

今後は、女性が男性とともに地域活動において方針決定に参画できるよう、啓発を実施していくとともに、男女がともに地域活動に参加しやすい環境づくりを行う必要があります。

■今後の方向性

- ・子育てや介護などを支援するサービスについて理解を深めていただけるよう啓発します。
- ・男女ともに社会活動・地域活動の参加ができるように男性の家庭生活への参画が進むよう啓発します。
- ・事業所へ仕事と家庭が両立できる環境を整えていただくよう啓発します。

■行政の取り組み

施策の方向（１） 事業所・農業・自営業における男女共同参画及び労働条件改善の啓発、
就労環境の支援

具体的施策	施策の内容	担当課
男女雇用機会均等法などについての周知	事業所、労働者に対して、広報誌、ホームページ、SNS等で、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍・ハラスメント規制法・パワハラ防止法、ワーク・ライフ・バランス等についての、周知に努めます。	まちづくり課
女性の労働条件改善の啓発	広報誌、ホームページ、SNS等で、女性の労働条件改善に関する情報を提供し、周知に努めます。	総務課 まちづくり課
子育て支援サービスの充実	多様なライフスタイルに対応するため、「基山町こども計画」などに基づいた子育て支援サービスの充実を図ります。	こども課
ひとり親家庭の自立支援の充実	ひとり親家庭に対し、積極的に相談に応じ、関係機関を紹介し自立支援を行います。	こども課

施策の方向（２） 家庭や地域における男女共同参画意識の醸成

具体的施策	施策の内容	担当課
家庭における男女共同参画意識浸透のための啓発活動の充実	広報誌、ホームページ、SNS等で男女ともに家庭、職場、地域のそれぞれにおいて責任を果たすことが重要であるという意識啓発の情報を提供します。	まちづくり課
職場における暴力の根絶	広報誌、ホームページ、SNS等を活用し、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントなどの防止に向けた啓発活動を行います。また、対応策や相談窓口についての情報提供などに努めます。	まちづくり課 福祉課 総務課
女性の能力開発の支援	女性が自らの意思で社会のあらゆる分野で参画できる力をつけるため、各種講座、研修会を案内・周知します。 (再掲)	総務課 まちづくり課
女性が参画しやすい環境づくり	自治会やPTA、ボランティア団体等に対して、それぞれの団体の運営に係る意思決定について、女性が参画しやすい環境づくりのための研修会の案内等、啓発活動を行います。	総務課 まちづくり課

多様なライフスタイルを尊重する意識づくり	一人ひとりが自分にあった働き方を選択でき、男女がそれぞれに家庭、仕事、地域において調和のとれた活動ができるように、広報誌、ホームページ等で定期的な啓発に努めます。	総務課 まちづくり課
子育て支援サービスの充実	多様なライフスタイルに対応するため、「基山町こども計画」等に基づいた子育て支援サービスの充実を図ります。(再掲)	こども課
ひとり親家庭の自立支援の充実	ひとり親家庭に対し、積極的に相談に応じ、関係機関を紹介し自立支援を行います。(再掲)	こども課
子育て教室の開催	子育てに関する知識、技能の向上と子育て中の親同士の交流促進のため「ぼっぼの会」等を開催し、その充実を図ります。(再掲)	健康増進課
子育てに関する相談体制の充実	乳幼児健診、各種子育て教室時に母子保健コーディネーターや子育てコーディネーターを配置し、気軽に相談を受ける体制を整えます。	健康増進課

施策の方向（３） 男女が家族の役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動ができる環境整備

具体的施策	施策の内容	担当課
女性の能力開発の支援	女性が自らの意思で社会のあらゆる分野で参画できる力をつけるため、各種講座、研修会を案内・周知します。(再掲)	総務課 まちづくり課
女性が参画しやすい環境づくり	自治会やPTA、ボランティア団体等に対して、それぞれの団体の運営に係る意思決定について、女性が参画しやすい環境づくりのための研修会の案内等、啓発活動を行います。	総務課 まちづくり課
多様なライフスタイルを尊重する意識づくり	一人ひとりが自分にあった働き方を選択でき、男女がそれぞれに家庭、仕事、地域において調和のとれた活動ができるように、広報誌、ホームページ等で定期的な啓発に努めます。(再掲)	総務課 まちづくり課

基本目標Ⅲ だれもが安心・安全に暮らすことができる社会づくり

基本課題⑧ 生涯を通じた男女の健康支援

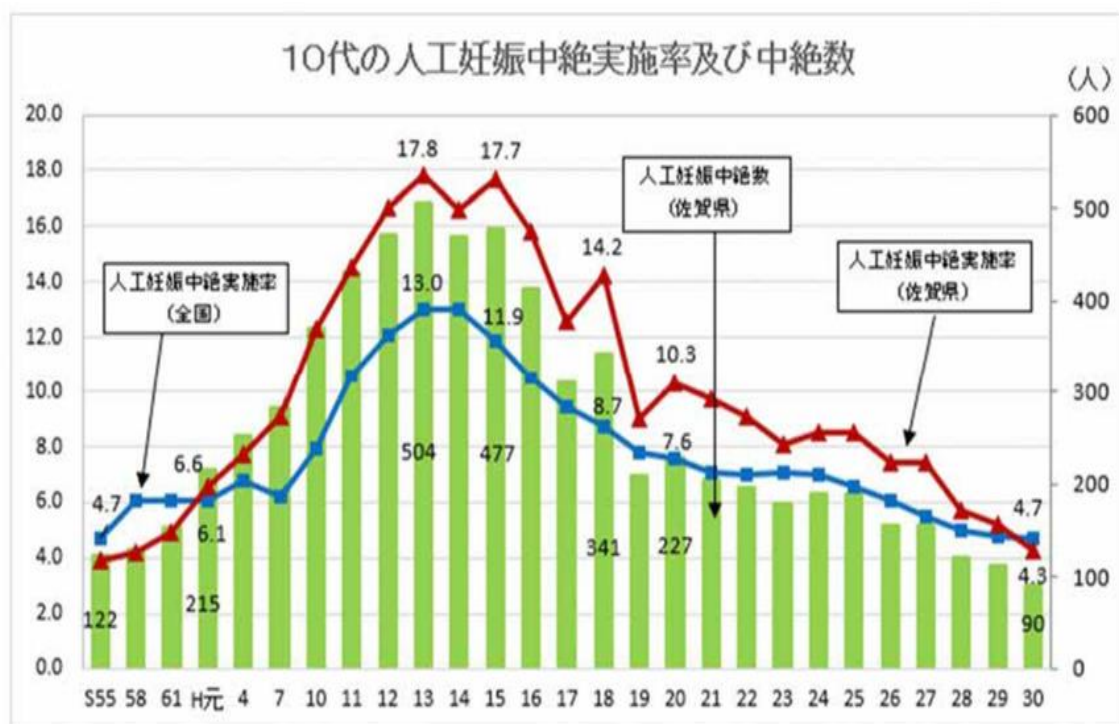
■現状と課題

男女がその個性と能力を十分発揮し、さまざまな分野に参画していくためには、心身ともに健康であることが前提となります。

現在、女性をめぐる健康の問題として、性行動の低年齢化に伴う望まない妊娠や性感染症の増加、育児・介護における女性への過重の負担、仕事と家庭の両立が困難な労働環境など女性の心身にわたる健康の阻害が挙げられます。

佐賀県の10代の人工妊娠中絶率は、全国と比較して高い状況が続いています。青少年の性行動が低年齢化している状況を踏まえ、“リプロダクティブ・ヘルズ/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）”の概念の普及・啓発を行うことが必要です。

子どものこころや体の健やかな成長と、生涯を通じての健康づくりの基盤を形成するためにも、家庭、学校、地域などが連携して性教育や健康教育をさらに充実させる必要があります。望まない妊娠を予防するために、正しい性に関する知識の普及・啓発が必要です。



資料：厚生労働省「衛生行政報告例」

また、本町では、町民一人ひとりが主体的に、健康づくりに取り組みやすい環境を整備し、町内全域に健康づくりの推進を図ることを目的として、「第2期基山町健康増進計画」を令和6年3月に策定し取り組みを進めています。今後も、町民の生活習慣の改善や健康づくりを支援するための健康教育・相談体制、健康診査実施体制の充実はもとより、生涯を通じた男女の健康支援として、安心して出産できる環境整備や、女性特有のこころや身体の悩みについても気軽に相談できる体制を充実させることが重要です。

特に女性は、妊娠や出産等、各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面することがあり、女性の就業率の高まりを踏まえ、女性の労働者の健康支援を強化することが大切です。男性についても特有の疾病にかかる危険性があることから、こうした問題の重要性について十分に理解し、認識を深めるとともに、各種がん検診などの受診勧奨を行うことが大切です。また、男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことができるよう、身体や性に関する正しい知識の普及・啓発を進めることが求められます。

■今後の方向性

- ・ 町民の健康づくりを推進するため健康診断受診の啓発を行います。
- ・ 男女の性と健康を理解し、お互いを尊重する教育を推進します。

■行政の取り組み

施策の方向（1） 妊娠・出産・子育て期における健康支援

具体的施策	施策の内容	担当課
母子の健康づくりのための環境整備	乳幼児健診や乳幼児相談、育児訪問などの事業強化を図り、母子保健推進員や子育て交流広場との連携を深め、母子健康支援を強化します。	健康増進課
妊娠・出産・子育て期における女性の支援体制の充実	母子健康手帳の交付や母子保健事業の機会を活用し、育児、子育てに関する様々な情報を収集、提供し、早期に不安や悩みを把握し解決を図ります。	健康増進課

施策の方向（２） 生涯にわたる健康づくりへの支援

具体的施策	施策の内容	担当課
健康づくりのための啓発活動の推進	生涯を通じた健康の保持増進に向け、自分自身の健康について認識し、自己管理能力を高めるような啓発活動を行います。	健康増進課
各種検（健）診の受診促進	疾病予防・早期発見への関心を高め、特定健診・ガン検診をはじめとして、各種検（健）診の受診向上に努めます。	健康増進課
健康診断等受けやすい環境整備	託児、早朝受付、休日実施、事前予約による短時間化等により、受診しやすい環境整備を行います。	健康増進課
健康づくり教室の開催	生涯を通じ健康で過ごせるように、個人の主体的な健康づくりを支援し、ライフステージに応じた健康づくり教室を開催します。	健康増進課
健康教育・健康相談窓口の周知徹底	公民館を活用して、各地区における健康教室と、それに伴う健康相談を実施します。窓口相談、電話相談を行うとともに、他団体で実施している相談窓口を周知します。	健康増進課 福祉課 プラチナ社会政策課 関係機関
食生活改善及び健康づくり推進	食育推進計画に基づき、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育及び健康づくりを推進します。	健康増進課

施策の方向（３） 性に関する適切な教育の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
学校におけるエイズや性感染症に関する学習機会の提供と予防教育の充実	エイズや性感染症等の正しい保健や性に関して啓発を図ります。	健康増進課 総務課 教育学習課

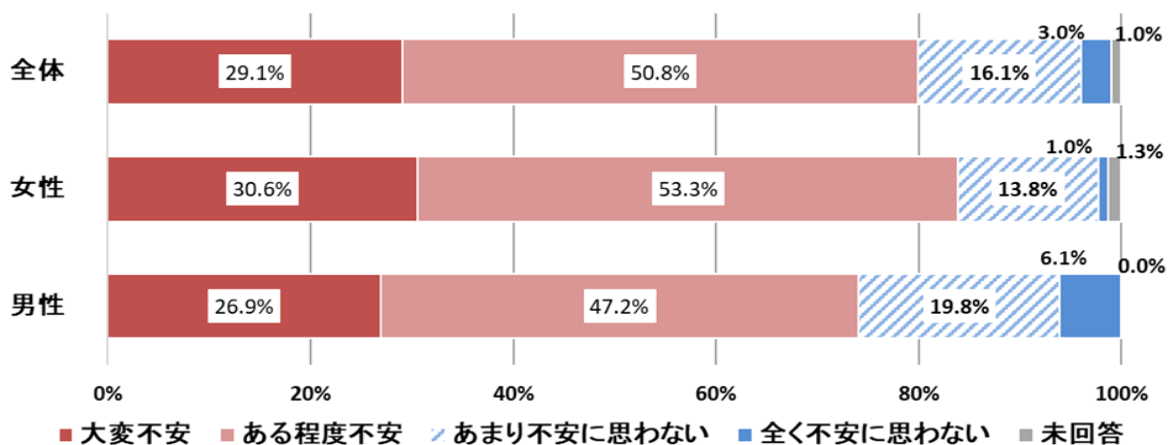
基本課題⑨ 生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる支援と多様性を尊重する環境の整備

■現状と課題

全国的に高齢化が進む中、基山町においては（令和２年国勢調査：総人口 17,250 人。65 歳以上人口は 5,344 人。総人口に占める 65 歳以上の割合）高齢化率が 31.0%となり、高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。

令和７年度に実施した「一般対象意識調査」によると、老後の生活について不安を感じている人は全体で約８割となっており、多くの人が不安を感じている状況です。

< 老後の生活に関する不安について >



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和７年）

性別はもとより、年齢や障がいの有無などにかかわらず全ての男女が安心して暮らせる環境づくりは、男女共同参画社会の実現には不可欠な要素と言えます。

単身世帯やひとり親世帯の増加等の家族の変化、非正規化の進行等の雇用・就業をめぐる変化、国際結婚・定住外国人の増加等のグローバル化の進展等、様々な社会経済の変化の中で、経済困難や社会的孤立などの「生活困難」を抱える層が多様化し、増加しています。

特に、女性は、妊娠・出産・育児等のライフイベントの影響、非正規に就きやすい就業構造、女性に対する暴力被害の影響、固定的役割分担意識等のために生活困難に陥りやすい状況にあります。

独居高齢者や高齢者のみの世帯及び介護を必要とする高齢者や認知症の人が増加するため、安心して生活できるサービスの確保、福祉の充実が求められます。

今後は、高齢者や障がい者を単に支えられる側に位置づけるのではなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として捉え、社会参画に向けた支援の充実を図る必要があります。

また、性別、年齢、障がいの有無、国籍等にかかわらず、あらゆる人が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、道路環境の整備や交通機関の利便性向上などのハード面のみならず、地域全体で声をかけあい、町全体で防犯意識を高めるといったソフト面にも取り組み推進していく必要があります。

近年グローバル化により、本町では令和8年1月1日現在、人口に占める外国人の割合は2.8%となっており佐賀県内2番目に高くなっています。言語の違い、文化・価値観の違い地域における孤立などの困難な状況に陥る場合があります。本町では、SDGs17の目標の“誰一人取り残さない”視点を町民一人ひとりが持ち、お互いに認め合う共生社会を充実させることが重要です。

■今後の方向性

- ・地域社会で高齢者、障がい者、外国人を孤立させないよう助け合い、思いやりの意識を持つよう啓発します。

■行政の取り組み

施策の方向（１） 高齢者・障がい者・外国人などの福祉・社会参加の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
ひとり親家庭等への経済的支援	児童扶養手当支給（ひとり親家庭等）や医療費助成を行うとともに、生活福祉資金貸付制度を周知し、ひとり親家庭等の経済支援を図ります。	こども課
福祉サービスの情報提供	民生委員・児童委員の活動を推進し、地域住民の生活状態の把握や福祉サービスの情報提供等を行います。	福祉課
介護サービスの充実	「基山町老人福祉計画」に基づき、高齢者福祉サービスや介護サービスの充実を図ります。	プラチナ社会政策課
社会福祉協議会事業の充実	社会福祉協議会と連携し、サロン活動など高齢者の活動の場の提供を行います。また、基山町ボランティア推進協議会と連携し、ボランティア活動の育成や研修等を支援します。	プラチナ社会政策課 福祉課
介護予防の推進	転倒予防教室や高齢者向けの講座を開催し、高齢者が介護を要する状態にならないよう介護予防を推進します。	プラチナ社会政策課
高齢者の自立支援	高齢者の経済的自立を支援するため、無料職業紹介所やシルバー人材センター等関係機関と連携を深め、情報提供に努めます。	プラチナ社会政策課 福祉課 商工観光課

生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化を図り、高齢者の社会参加の推進を図ります。	プラチナ社会政策課
一人暮らし高齢者への支援	一人暮らしの高齢者やその予備軍となる世帯に対して、個別訪問により健康状態、困りごとやニーズ等を把握し、それぞれの方に合うきめ細かな支援をできる相談体制の確立を図ります。	プラチナ社会政策課 関係各課
地域生活支援	障がい者・障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日中一次支援事業、移動支援事業、障害者日常生活用具給付、手話通訳等を行います。	福祉課
障がい者・児支援サービスの充実	障害者総合支援法及び令和５年度に策定した「第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画」の推進を図りながら、障害福祉サービス等の充実とともに施策の展開を図ります。	福祉課
多文化共生推進事業	基山町主催の日本語教室を中心に、外国人と日本人が共に安心して生活できる環境整備、相互理解を進め、誰もが住みやすく活躍できる多文化共生社会の実現を目指します。	まちづくり課
高齢者・障がい者・外国人に対する情報提供及び相談体制の充実	高齢者、障がい者、外国人の自立した生活を可能にする多様なサービスの情報提供や、気軽に相談できる相談体制の充実及び相談窓口の周知徹底を図ります。	関係各課

施策の方向（２） 生活に困難を抱えた人への支援

具体的施策	施策の内容	担当課
地域の見守り体制の推進	犯罪の起きにくい安全なまちを目指して、地域や関係機関が協力し、防犯体制の充実や防犯意識の高揚に取り組みます。	住民課
あいさつ運動の推進	地域での助け合い、思いやりの意識を高めるため、会った人には声をかけるあいさつ運動を推進します。	関係各課
道路環境、交通機関の整備・改善	高齢者や障がい者、妊産婦の方などすべての男女が利用、移動しやすいように、バリアフリーの視点に立った公共施設の点検、道路環境や交通機関の整備、改善に努めます。	建設課 定住促進課 財政課

基本課題⑩ 防災・復興における男女共同参画の推進

■現状と課題

東日本大震災（平成 23 年）以降も平成 28 年熊本地震、平成 29 年九州北部豪雨、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風、令和 2 年 7 月熊本豪雨が発生し、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症が流行しております。災害等の対応には、女性と男性が災害等から受ける影響の違いなどに十分に配慮し、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、男女共同参画の視点を持った対応が必要となっています。

平成 28 年 4 月 14 日と 16 日に発生した熊本地震では、関連死認定された犠牲者は、直接死の 4 倍以上にのぼりました。守ることができた命を、その後の避難所生活で失うことになってしまったのです。災害での対応を考えるとときに住民、被災者という言葉で支援が必要な人々をひと括りにしがちです。しかし、性別、性的思考や性自認（性の自己認識）、障害の有無、年齢によって必要な支援が異なることが最近の災害では明らかになってきています。そして、それらの違いに細かに対応していくことで、被害を小さくとどめることができることもわかってきています。

■今後の方向性

- ・災害等の非常時における女性や子ども、脆弱な状況にある人々に応じた避難所運営を行います。
- ・地域防災への女性の参画を推進します。

■行政の取り組み

施策の方向（１） 平常時からの防災・復興に係る男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
防災に関する計画の見直し	地域防災計画等の防災に関する計画や対応マニュアルの策定決定過程、消防団、自主防災組織等の地域防災活動への女性の参画の拡大を図ります。	総務課

防災対策、避難所の運営、相談支援などに女性の視点の確保	防災用物資の備蓄選定や、避難計画等に女性の視点を取り入れます。 県が作成した「男女共同参画の視点を取り入れた災害時避難所運営の手引き」（令和元年度作成）を活用することにより情報の共有化を図ります。	総務課
女性や子供に関連する備蓄品の必要性の啓発	女性用品や乳幼児用品等のニーズが異なる食料品、生活必需品等の各人での備えを促します。	総務課
男女のニーズの違いを踏まえた災害対応についての啓発	出前講座等において、参加型・体験型の学習機会を提供することで、性別・年齢等を考慮した上で、多様な住民が自主的に考える機会を設けます。	総務課
自主防災組織における女性リーダーの育成	自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、組織内リーダーとして複数の女性が活躍できるよう防災リーダー研修会等への積極的な育成を図ります。	総務課

施策の方向（２） 男女共同参画の視点を取込んだ新型コロナウイルス対策の実施

具体的施策	施策の内容	担当課
新型コロナウイルス対策	新型コロナウイルス拡大を防止するための取り組みにも、男女共同参画の視点を取り入れます。	関係各課

第4部 プランの推進体制

1. 計画の進行管理

男女共同参画社会の実現に向け施策を推進するにあたっては、庁内各課の連携と整合の取れた施策の推進を図るとともに、行政と町民・地域・事業所・企業との連携・協働を強化することが重要です。

- ・ 庁内に、関係各課との連携を図りながら施策を総合的、効果的に推進するため「男女共同参画庁内推進会議」を設置し進行管理を行います。
- ・ 各課に男女共同参画推進員を設置します。

2. 計画の評価

男女共同参画社会を実現するために、このプランに基づく事業の評価を行い、基山町の男女がその個性と能力を十分に発揮し、生涯にわたっていきいきと暮らすことのできる社会の実現を目指します。

- ・ 本プランを実効性のあるものにするため、「基山町男女共同参画推進委員会」を設置し、事業の外部評価を行います。